

介護職員等特定処遇改善手当の規定について

介護付有料老人ホーム カーサクオリス

<p>グループA 技能・経験のある 介護職員</p>	<p>介護福祉士</p>	<p>a)事業所において介護主任、リーダー、サブリーダーの役職に就いていること。 b)正社員であること。 c)常勤であること。(週40時間勤務) d)昨年度の年収が400万円未満であること。</p>
<p>グループB その他の介護職員</p>	<p>介護職員</p>	<p>① a)介護福祉士の資格を有し、介護職員として勤務していること。(専従) b)正社員であること。 c)常勤であること。(週40時間勤務)</p>
		<p>② a)介護職員として勤務していること。(専従) b)常勤であること。(週40時間勤務)</p>
		<p>③ a)介護職員として勤務していること。 (他業務と兼務)</p>

※グループC(その他の職員)に対する支給はしない。

介護職員処遇改善手当(一時金)の規定について

介護職員処遇改善加算による収益は年間2回の賞与に充当するものとし、残額に関して、年間の総勤務時間に対して時間単価(その年度の残額及び対象職員数により変動する)を乗じた金額を一時金として年度末に支給する。